

サービス料金表（短期入所）

特別養護老人ホーム国城寮

(1) ショートステイ（1日利用の場合）料金

※加算・減算により下記の料金は目安となります。

【併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）】

地域区分； 6級地 単位 10.33

介護度区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス単位	599 単位	666 単位	734 単位	801 単位	866 単位
利用者の1日あたりの処遇改善加算単位	22 単位	24 単位	26 単位	28 単位	30 単位
利用者の1日あたりの施設利用料金	6,983 円	7,695 円	8,418 円	9,131 円	9,823 円
うち介護保険から給付される1日あたりの金額	6,284 円	6,925 円	7,576 円	8,217 円	8,840 円
サービス利用に係る1日あたりの自己負担額	699 円	770 円	842 円	914 円	983 円
1. 個別機能訓練加算	サービス単位		12 単位		
2. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	サービス単位		18 単位		
3. 看護体制加算（Ⅰ）	サービス単位		4 単位		
4. 看護体制加算（Ⅱ）	サービス単位		8 単位		
5. 夜勤職員配置加算	サービス単位		13 単位		
送迎加算（片道）※入退所時等必要に応じて発生します。	サービス単位		184 単位		
介護職員処遇改善加算	加算率		3.3%		

※ 当施設では、平成27年4月からの介護報酬改定に伴い、平成27年8月に再度変更があった為、上記のとおり改正しております。

※ 介護職員処遇改善加算とは、介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取扱いとして、創設された加算です（平成30年3月31日まで）。

※ 介護職員処遇改善加算単位数の計算方法は下記のとおりです。

{ ((基本サービス単位+各種加算単位) ×月の利用日数) ×3.3% } の値となります。

※ 当月の施設利用料の計算方法は下記のとおりです。

{ (((基本サービス単位+各種加算単位) ×月の利用日数) + 介護職員処遇改善加算単位) ×10.33 } の値となります。

※ 平成27年8月より各保険者の判定にて特定の要件に該当する方は施設利用料自己負担額が1割から2割へ引き上げられます。

(2) その他介護保険の給付対象とならないサービス

①食事及び居住費

	通常（第4段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第3段階	第2段階	第1段階
食事の提供に要する費用 （食材料費及び調理費）	1日 1,380円	1日 650円	1日 390円	1日 300円
	※ 食費の割合；朝食 280円 昼食 600円 夕食 500円			
居住費に要する費用 （光熱水費）	1日 840円	1日 370円	1日 370円	1日 0円

②管理費（教養娯楽費、預り金管理費等含む）

* 同一月内であれば利用日数及び利用回数に関わらず同額となります。

1ヶ月あたり

2,000円

③その他

※ 散髪費及び日用生活品費等、又、経管栄養の方で医療保険対象食品を使用されている方にかかるイルリガートル等の医療保険対象外及び入所者個人にかかる消耗品等については、実費がかかる場合があります併せて入所者個人負担して頂くのが適当なものについては実費相当額のご負担をお願いしております。